

次期（第4次）東京都自転車安全利用推進計画 目次案

資料4

章	節	項	目	細目	(参考)現行計画ページ	(参考)東京都交通安全計画
第1			はじめに		p1	
			1 自転車事故等の現況		p1	
			2 東京都自転車安全利用推進計画について		p1	
			3 現行計画の成果と課題		p1	
			4 計画改定の方向性		p3	
第2	理念				p3	
第3	計画期間				p4	
第4	数値目標				p4	自転車計画のみ記載
第5	安全利用に関する各主体の役割等				p5	
第6	実施事項				p6	
			総論 自転車の安全利用の実践		p6	
			・自転車の利用に関する心構え		p6	
			・自転車利用者等による安全利用の実践		p6	
			・自転車利用者による安全利用の実践		p6	
			・事業者による安全利用の実践		p7	
第1章	道路交通環境の整備				—	第1章 道路交通環境の整備
	1 安全安心な生活道路の構築				—	
	○生活道路における交通事故防止対策の推進				p23	
	2 幹線道路における交通安全対策の推進				p23	
	○ 道路の整備				p23	
	3 交通安全施設等整備事業の推進				p19	
	○ 駐車施設の整備・拡充				p19	
	・店舗等への自転車駐車場の設置				p19	
	ア 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場の整備				—	東京都交通安全計画P.49の内容を踏まえ施策追加
	イ 附置義務条例等に基づく駐車場の整備				p19	
	4 交通規制の実施				p22	
	(1) 交通実態に即した交通規制				p22	
	(2) 先行交通対策				—	東京都交通安全計画P.52の内容を踏まえ施策追加
	5 自転車利用環境の総合的整備				p22-24	
	(1) 自転車通行空間の整備等				p22-24	
	ア 自転車通行空間の整備				p22-24	
	イ 自転車通行空間の適正利用の促進				p22	
	(2) 自転車駐車場の整備				p19	
	ア 国庫補助等による整備促進				—	東京都交通安全計画P.53の内容を踏まえ施策追加
	イ 自転車等駐車場等の整備に関する支援				p19	
	ウ 小売業者、鉄道事業者、一般事業者等による整備等				p19	
	(3) 自転車シェアリングの普及促進				p17-19	
第2章	交通安全意識の啓発				—	第2章 交通安全意識の啓発
	1 段階的・体系的な交通安全教育の推進				—	
	○ 自転車利用者に対する交通安全教育				p8,12,15	
	ア 未就学児への交通安全教育				p14	
	イ 保護者への交通安全教育				p8	
	ウ 学校における交通安全教育				p9	
	エ 事業者への交通安全教育				p10-12,16	
	オ 地域団体への交通安全教育				p11	
	カ 高齢者への交通安全教育				p15-16	
	キ 外国人の自転車利用者への交通安全教育				p18	
	ク 電動アシスト自転車の利用者への交通安全教育				p16	
	ケ 自転車シェアリング等の利用者に対する交通安全教育				p17	
	2 地域における交通安全意識の高揚				p12,18	
	3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化				—	
	(1) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進				p27	
	(2) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進				p26	
	(3) 自動車運転者に対する自転車の車道走行への配慮				p24	
	(4) 運転中の携帯電話等の不使用の徹底				—	東京都交通安全計画P.75の内容を踏まえ施策追加
第3章	道路交通秩序の維持				—	第3章 道路交通秩序の維持
	1 指導取締りの強化				p29	
	2 駐車秩序の確立				—	
	(1) 放置自転車対策の推進				—	
	ア 放置自転車の実態調査				p21	
	イ 駐前放置自転車クリーンキャンペーンの推進				p20,21	
	ウ 駐前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈				—	東京都交通安全計画P.84の内容を踏まえ施策追加
	(2) 自転車等の駐車場所の確保等の推進				p19	
	(3) 自転車等駐車場の利用の促進				p20	
	(4) 適正な駐輪場の啓発				—	
	ア 小売業者、鉄道事業者等における啓発				—	
	(ア) 分かりやすい駐輪場の案内				p21	
	(イ) 他の交通手段の利用案内				p21	
	イ 一般事業者による啓発				—	
	(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認				p22	

次期（第4次）東京都自転車安全利用推進計画 目次案

資料4

章	節	項	目	細目	(参考)現行計画ページ	(参考)東京都交通安全計画
			(イ) 自転車での来客等への啓発		p22	
			(5) 放置自転車の撤去等		p22	
第4章 安全運転と車両の安全性確保					—	第4章 安全運転と車両の安全性確保
● 車両の安全性の確保					—	
			(1) 自転車の点検整備等の啓発		p24	
			ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施		—	
			・ 自転車利用者等による点検整備		p24	
			イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施		—	
			(ア) 自転車小売業者等による啓発		p25	
			(イ) 自転車の取扱説明書への記載		p25	
			(2) 安定性の高い自転車等の開発・普及		—	
			ア 自転車製造業者等による取組		p25	
			イ 自転車小売業者による取組		p26	
			(3) 安全走行に係る器具等の開発・普及		p26	
			(4) 自転車安全利用促進事業の補助		p25	
第5章 被害者の支援					—	第6章 被害者の支援
● 自転車損害賠償保険等への加入促進					—	
			(1) 自転車利用者による保険加入		p27	
			(2) 自転車損害賠償保険等への加入の確認等		p28	
			(3) 自転車損害賠償保険等への加入啓発		p29	
第7 総括					p30	自転車計画のみ記載
おわりに					p31	